

個人情報取扱事務委託基準

(趣旨)

- 1 この基準は、知事の事務部局（現地機関を含む。以下同じ。）が、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。）の取扱いを伴う事務を県の機関以外の者に委託する場合に、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項（看護大学及び総合リハビリテーションセンターにあつては、同法第25条）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第11条の規定により、受託者に対して求めることとされている当該個人情報の適切な管理に関する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(委託)

- 2 この基準の対象となる委託は、知事の事務部局が個人情報の取扱いを伴う事務を県の機関以外のものに依頼する契約の全てをいう。したがって、一般に委託と称されるもののほか、印刷、筆耕及び翻訳等の契約も含み、また、公の施設の管理委託及び収納の委託などの公法上の契約を含むものとする。ただし、県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合（地方自治法第252条の14から第252条の16まで）は含まれない。

(受託者の選定)

- 3 個人情報を含む情報を取り扱う事務を委託する場合には、受託者において行政機関等が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じる必要があることから、委託者は、受託者の選定に当たっては、この基準に定める措置が講じられるよう、入札申込者等から個人情報に係る取扱規程を提出させる等の方法により、あらかじめ入札申込者等の安全管理措置について慎重に確認を行うものとする。

(委託内容の明確化)

- 4 委託者は、受託者に対して、委託の内容に応じて個人情報の利用目的及び利用範囲等を明確にし、受託者において目的外利用が生じないようにする。

(措置事項)

- 5 委託者は、受託者に対して、個人情報保護のために必要な別紙「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）の措置を求めなければならない。

(措置事項の周知)

- 6 委託者は、入札、見積書の徴取等及び契約の際には、個人情報の保護のために措置すべき事項を十分に説明し、契約内容に特記事項を含めることについて、受託者

に対して周知徹底を図るものとする。

(契約に当たっての措置)

- 7 委託者は、契約の締結に当たっては、次の事項に留意して、受託者が特記事項を遵守する旨を記載するものとする。ただし、契約書中に特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。
- (1) 委託契約の内容は当該委託の事務又は事業の性質によって、また、当該委託において取り扱う個人情報、県の機関が保有するものか受託者が保有するものかによってもかなり異なるものになることが予想され、更には、各所属で行っている事務は多種多様であり、一律に措置を定めることは難しいことから、措置に当たっては、特記事項を基準とし、契約の実態に即して、適宜必要なものを追加し、不要なものは削るなどして、個人情報保護のための措置を講じること。
 - (2) 契約書等の書面を作成しない契約の場合には、特記事項を契約事項として受託者に書面で交付すること。
 - (3) 措置事項に違反した場合の契約解除措置及び損害賠償については、契約書による契約の場合には本文において、契約書によらない契約の場合はこれに準じた方法で規定しなければならない。この場合、個人情報の取扱い以外の他の契約事項と総括的に規定しても差し支えないものとする。

(参考) 契約書記載例

(個人情報の保護)

第〇条 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。）を取り扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

※ 個人番号及び特定個人情報を含む事務を委託しない場合には、括弧書は不要

(責任者等の確認)

- 8 委託者は、個人情報の取扱いに係る委託について、受託先における責任者及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について、書面で確認するものとする。

(個人情報の提供)

- 9 委託者は、個人情報を受託者に提供する場合には、委託事務の目的の範囲内で必要最小限のものとし、それ以外の個人情報は提供しないものとする。また、可能な限り委託事務に必要な特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講じるものとする。

(再委託の承諾)

10 再委託（委託先が委託事務の全部又は一部の取扱いを第三者に委託することをいう。以下同じ。）については、個人情報を取り扱う者が増えて漏えい、滅失及び毀損の危険性が高まること、個人情報の保護について県の機関及び受託者の監督が及びにくくなることなどから、個人情報保護の観点から本来行われるべきものではなく、やむを得ない場合に限り認められるものであることから、次の事項に留意して行うものとする。再委託先が再々委託を行う場合以降も、同様とする。

(1) 再委託にあつては、再委託先において、個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断すること。

(2) 再委託を認める場合には、再委託先に特記事項に定める措置を講じさせるとともに、再委託される個人情報取扱事務に係る個人情報の秘匿性等その内容、その量等を考慮して必要と認める場合は、委託先を通じて又は委託者自らが個人情報の管理の体制及びその状況について、実地監査等を実施すること。

(監査又は調査)

11 委託者は、受託者の個人情報の管理状況について、委託する事務の内容に応じて、年1回以上の実地監査又は調査によって確認するものとする。

(契約業務完了後の確認)

12 委託者は、委託業務が終了したときは、受託者に提供又は委託業務により取得若しくは作成した個人情報を含む書類の返還若しくは廃棄又は個人情報ファイルの消去を求め、その結果を確認するものとする。

個人情報取扱特記事項

(秘密の保持)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。）の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(責任体制の整備)

第3 受託者は、この契約による個人情報の安全管理について、内部における責任体制（個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の発生等に備えた連絡・対処体制を含む。以下「責任体制」という。）を構築し、及び維持しなければならない。

(責任者及び従事者)

第4 受託者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、責任体制と併せて、あらかじめ委託者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受託者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させるとともに、従事者に、責任者の指示に従いこの特記事項を遵守するようさせなければならない。

3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

(作業場所の特定)

第5 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

2 受託者は、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。ただし、事前に委託者の承認を受けて委託者が指定した場所へ持ち出す場合は、この限りでない。

(教育及び研修の実施)

第6 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の保護について必要な教育及び研修を責任者及び従事者に対して実施しなければならない。

(個人情報の目的外利用等の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の目的外に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者(受託者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。以下同じ。)に提供してはならない。

(再委託の原則禁止)

第8 受託者は、次項の規定による委託者の承諾があった場合を除き、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、第三者にその取扱いの委託(以下「再委託」という。)をしてはならない。

2 受託者は、個人情報の処理の再委託をしようとする場合には、この契約により委託者が受託者に求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を再委託の相手方に求めるものとし、業務の着手前に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に提出して、委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託を行う業務の内容
- (5) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (6) 再委託の相手方に求める個人情報の保護措置の内容
- (7) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の委託者の承諾は、書面によるものとする。

4 受託者は、再委託をする場合には、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して、再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

5 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

6 前各項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第9 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から提供された個人情報の掲載された資料等を複製及び複写してはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第10 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託による管理を含む。以下同じ。）のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還、廃棄又は消去)

第11 受託者は、この契約による業務を行うために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後においては、委託者の指示により、速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 受託者は、前項の廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）に当たっては、記録媒体を物理的に破壊する等、当該個人情報の判読、復元等が不可能な方法により確実に処理しなければならない。
- 3 受託者は、廃棄等に際し、委託者から立合い又は報告書の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(漏えい等発生時の対応)

第12 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、被害を最小限にするための措置を、速やかに講じるとともに、同項の指示により、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講じなければならない。
- 3 受託者は、前項に定めるもののほか、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査又は調査)

第13 委託者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受託者に対して必要な報告を求め、随時に実地監査又は調査をし、又は受託者に対して指示を与えることができる。なお、受託者は、委託者から個人情報の適切な管理について改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、再委託を行う場合には、必要に応じて、再委託の相手方が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、再委託の相手方に対して報告を求め、及び作業場所の実地監査ができるよう必要な調整を行うものとする。

3 前項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(契約の解除)

第14 委託者は、受託者が個人情報保護法、番号利用法その他関係法令及びこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第15 受託者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。

特記事項の説明

第1 秘密の保持関係

委託契約によって知り得た個人情報の内容を漏えいすることを禁止するものである。従来の契約書には、「業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない」と規定するケースが多いが、ここでいう個人情報は、秘密にあたるか否かを問わず生存する個人に関するすべての情報をいう。

なお、個人番号及び特定個人情報を含む事務を委託しない場合には、括弧書は不要となる。

第2 個人情報の取扱い関係

受託者は、原則として、個人情報保護法及び番号利用法による個人情報取扱事業者に対する規律が適用されるとともに、県の機関から委託を受けた業務については、個人情報保護法の規定により次のとおりであるとともに、番号利用法第11条の規定により、個人番号及び特定個人情報を含む事務については県の機関と同様の安全管理措置義務が課されることとなる。

- (1) 看護大学又は総合リハビリテーションセンターから委託を受けた業務については、個人情報保護法第23条の規定により安全管理措置を講じなければならないが、当該県の機関は、個人情報保護法第25条の規定により当該安全管理措置を求めなければならない。
- (2) (1)の業務以外の業務については、個人情報保護法第66条第2項の規定により県の機関と同様の安全管理措置義務が課されることとなり、当該県の機関は、同条第1項の規定により当該安全管理措置を求めなければならない。なお、個人番号及び特定個人情報を含む事務を委託しない場合には、「及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）」の記載は不要となる。

第3 責任体制の整備関係

受託者における責任体制を明確にし、個人情報の安全管理を実効性のあるものにする必要がある。

第4 責任者及び従事者関係

受託者の管理体制や責任者を明確にし、従事者を委託者が把握することで、委託先従業員による個人情報の不適正使用を抑止するためのものである。

第5 作業場所の特定関係

受託者の作業場所を特定することで、個人情報が不用意に拡散することを防ぐものである。また、受託者の作業環境を委託者が把握することにより、委託者が、

適切な安全管理措置を指示できるようになる。

第6 教育及び研修の実施関係

受託者に対し、個人情報の適切な取扱いのために必要な知識等を、責任者及び従事者に習得させるため、教育及び研修を行うよう求めるものである。

第7 個人情報の目的外利用等の禁止関係

委託を受けた業務を行う際に、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の目的外利用、第三者への提供を禁止するものである。

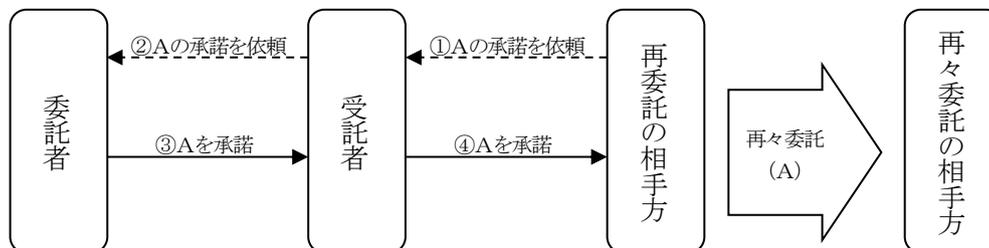
この場合の取り扱う個人情報には、委託者から提供されたもの、又は、業務を行うため受託者が自ら収集等するものがある。

第8 再委託の原則禁止関係

業務の一部を例外的に再委託する場合に、再委託の相手方において個人情報の適切な安全管理措置が講じられることを、委託者が確認した上で再委託の諾否を判断することとしている。これは、再委託の契約について委託者が監督できることとするためのものであり、再々委託以降の契約においても同様である。

また、再委託以降の契約について、受託者が包括的に責任を負うこととしている。

<例：再々委託（A）を行おうとする場合の事務>



第9 個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止関係

委託者から提供された個人情報の複製及び複写を禁止するものである。

なお、業務の安全対策上、情報の二重化等により複写をする場合には、委託者の承諾を得て行うものとする。

第10 個人情報の安全管理措置関係

委託者から提供された個人情報を漏えい等しないよう安全管理措置を義務づけるものである。

なお、保管場所及び保管方法等にも留意するものとする。

第11 個人情報の掲載された資料等の返還、廃棄又は消去関係

委託を受けた業務を行う際に、必要がなくなった個人情報の返還、廃棄又は消去

の義務を課したものである。

この場合の取り扱う個人情報には、委託者から提供されたもの、業務を行うため受託者が自ら収集等したものがある。

第12 漏えい等発生時の対応関係

委託を受けた業務を行う際に、取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれのある場合には、個人の権利利益が侵害される危険性が非常に高いため、直ちに報告し、委託者の指示に従う義務を課したものである。

第13 監査又は調査関係

委託者が、受託者等の委託業務における個人情報の取扱状況を实地監査又は調査することができることとしたものである。委託基準本文に定める年1回以上の实地監査又は調査により、個人情報の適切な安全管理措置が講じられているかを検証するとともに、改善事項の早期発見により、個人情報の漏えい等の事故等を未然に防止する。

また、委託者が必要と判断した際に、受託者に情報提供を求め、必要な指示ができるものとしたことにより、受託者の協力が得られないことによる实地監査・調査の遅延等を防止することができる。委託者が把握していない再委託等が行われていると疑われる場合や派遣労働者による情報の盗用が疑われる場合など、受託者以外の者への实地監査・調査についても、受託者に指示をすることで必要な情報収集等を行うことができる。

第14 契約の解除、第15 損害賠償関係

本契約の措置事項に違反した場合の契約の解除や損害賠償に関する規定が盛り込まれている場合には、この規定は不要となる。

なお、個人番号及び特定個人情報を含む事務を委託しない場合には、「番号利用法」の記載は不要となる。